

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）の一部改正について

平成28年11月
経済産業省
商務流通保安グループ
高圧ガス保安室

1. 改正の経緯

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（20140625 商局第1号。以下「基本通達」という。）は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）や関係政省令等の運用及び解釈に係る必要事項を詳細に説明したものである。

今般、高圧ガス保安のスマート化に係る改正にあわせ、

- （1）高圧ガスの処理量及び貯蔵量の合算規定の見直し
- （2）液化ガス及び毒性ガスの対象の再整理を踏まえた見直し
- （3）新冷媒の普及に向けた規制の見直しを踏まえた対応
- （4）その他高圧ガス保安のスマート化への対応

について、所要の改正を行う。

なお、以下の政省令について、下記のとおり略称で記載する。

- ・高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）⇒「令」
- ・一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）⇒「一般則」
- ・コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）⇒「コンビ則」
- ・高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）
⇒「政令関係告示」

2. 改正の概要

（1）高圧ガスの処理量及び貯蔵量の合算規定の見直し

①高圧ガスの処理量の合算規定の見直しについて【法第5条関係】

製造事業者は、製造設備の処理能力により許可又は届出を行っており、その際、同一事業所内の処理量は合算するように運用している。そのため、本来第二種製造者として届出で対応する処理能力100立方メートル/日未満の製造設備でも、第一種製造者が同一事業所内にその設備を追加設置すると、当該設備は、単独で使用されるものであっても第一種製造者と同様の措置（変更許可等）などが必要となり、負担の大きな規制となっている場合がある。

今般、高圧ガスの処理能力が100立方メートル/日未満の製造施設のうち、独立・非連結のものについては処理量を合算しなくてもよいこととし、この場合、当該施設については、第二種製造者として届出を行うこととする。なお、同一事業所内の施設から、パイプライン等でガスをユーティリティとして供給されている製造施設であっても、当該ガスが窒素又は空気であって、他の製造施設の機能

に支障を及ぼさないものにあつては、独立・非連結ではなくても、処理量を合算しなくてもよいこととする。

②高圧ガスの貯蔵量の合算規定の見直し【法第16条関係】

容器を含む設備が複数になる場合において、設備と設備との間が30メートル以下である場合、または、設備が同一構造物内にある場合には、貯蔵量を合算し、合算した結果一定の貯蔵量となれば、第一種貯蔵所（許可）又は第二種貯蔵所（届出）として、法の規制が適用されることになる。このため、病院や大学などにて高層建築物内に高圧ガスを貯蔵する場合は、その容器間の距離に関係なく全ての容器の処理量が合算されてしまい、第二種貯蔵所として規制の対象となる場合が多い。

今般の改正で、現行の容器置場の距離規定にて、容器間に障壁を設けることにより置場距離を短縮できる規定を設けることとしていることから、同一構造物内であっても、容器を相互に有効に遮る措置が講じられ、容器間距離が一定距離以上の場合は貯蔵量を合算しないなど、貯蔵量を合算しない場合の要件を明確化する。

また、0.15立方メートル以下の少量の高圧ガスの貯蔵には規制が係らないことから、貯蔵量の合算には含めないこととする。

(2) 液化ガス及び毒性ガスの対象の再整理を踏まえた見直し

①液化ガスの対象の再整理を踏まえた見直し【法第2条関係】

現行規定においては、現に液体であつて、大気圧下において沸点が40℃を超える液体がその沸点以上にある場合のものを液化ガスと定義し、その蒸気圧が0.2メガパスカル以上の場合には、「高圧ガス」として規制の対象としている。これらの液化ガスは、沸点の低い液化ガス（LNGや液化窒素）のような物性とは異なり、開放されれば常温では液体となるため、高圧ガスのリスクについては、沸点の低い液化ガスと比べて、考慮することが適当である。

そのため、沸点の高い液化ガスの場合は、気相部分の圧縮ガスとしてのリスクを考慮して、蒸気圧が0.2メガパスカルを超えている場合には、実際の圧力が1メガパスカルを超える場合を、「高圧ガス」としての規制の対象とすることとする。

なお、液化ガスの対象を見直すにあたり、現に設置してある設備については、これまでの解釈を適用することとする。

②毒性ガスの対象の再整理を踏まえた見直し

【一般則第2条関係、コンビ則第2条及び第5条関係】

現行規定において、高圧ガス保安法上、毒性ガスについては、掲名してあるガスのほか、それ以外のガスについても、慢性毒性の観点からじょ限量の閾値を設けて定義している。一方で、高圧ガス保安法においては、ガスの漏えい自体が事

故であり、長期間漏えいすることは許容されていないため、長期間の漏えいを前提とする慢性毒性を毒性ガスの指標として用いることは適当ではない。

そのため、漏えいしたガスの吸入による急性毒性の観点から、規制対象を定義することが適当であり、急性毒性の観点から規制を行っている毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「毒劇法」という。）第2条で規定する毒物のうち、ガス（吸入）で評価された毒物を、規制の対象の定義とする。

混合ガスにあっては、急性毒性（LC50：吸入（ガス））の値が500ppm（4時間）以下のものを毒性ガスとし、その計算方法については、加重調和平均とする。

また、毒性ガスについて、慢性毒性から急性毒性へと指標を改めるにあたり、コンビ則で規定する保安物件までの距離等について改正することから、これまでの経過措置について、所要の改正を行う。

（3）新冷媒の普及に向けた規制の見直しを踏まえた対応

【一般則第65条関係、コンビ則第2条関係】

温暖化係数は低いが燃焼性がわずかながらあるガス（HFC-32、HF0-1234yf 及び HF0-1234ze。以下「特定不活性ガス」という。）について、今般の改正において、不活性ガス扱いとすることになるが、燃焼性がわずかながらあるため、製造設備内のガスの爆発防止等に用いられる保安用不活性ガスには、特定不活性ガスを含まないこととする。

（4）その他高圧ガス保安のスマート化への対応

①樹脂成形・加工用機器について【法第5条関係】

樹脂、ゴム、金属等の成形・加工には、高圧の空気や不活性ガスを用い、インジェクション成形（圧縮ガスを一時的に溜めるもの）やブロー成形（一定量のガスを逃し続けるもの）するものがある。

これらの機器のうち、一時的にガスを溜めおく部分やガスを逃がし続ける部分は、機器の機能として気密性能を必要としないが、法の技術基準を適用すると気密性を求めることとなり対応は困難であることから、これらの部分について、法の対象としないことが適当であり、その旨を規定する。

②火薬の消費について【法第5条関係】

エアバッグなど、高圧ガスを蓄圧せず、火薬を消費することによって高圧ガスを瞬間的に生成することは、高圧ガスの製造には該当しない旨規定する。

③フィルム圧着用機器について【政令第2条関係】

対象物にフィルム等を圧着させる機器は、ピストンを動かして、シリンダーに類似した圧縮室内の圧縮空気の圧力を高める構造を有しており、当該機構は、圧縮機のうち往復圧縮機と同様の機構であることから、適用除外である圧縮装置に含まれる旨、明確化する。

④緩衝装置について【法第20条の4関係】

高圧ガスの販売を行う際には、販売に関する技術基準等を満たす必要があるところ、重機等の緩衝装置内には高圧ガスが含まれていることから、緩衝装置が装置された重機等の販売に際しても、現行規定では、当該技術基準を満たす必要が生じる。他方、当該販売においては、緩衝装置内の高圧ガスを取り出して利用することは考えにくく、高圧ガスの販売は主たる目的ではないため、高圧ガスの販売に該当しないこととする。

⑤適用除外設備について【政令関係告示第4条の2関係】

政令改正により新たに適用除外とする設備について、具体的な適用除外設備となる対象の機器、部品等について、明確化する。

(5) その他

①冷凍設備の指定設備認定が無効にならない工事の見直しについて

【冷凍則第62条関係】

冷凍設備の指定設備認定が無効にならない工事として、変更の工事が同一の部品への交換のみであった場合が規定されているが、交換する部品が製造中止になった場合は、対応が困難となるため、今般、同等部品への交換を認めることとする。

そのため、「同等の部品への交換」の考え方について、明確化することとする。

②圧縮水素スタンドの技術基準の見直しに伴う対応について

【一般則第2条関係、コンビ則第2条関係】

水電解水素発生昇圧装置について、第一種製造者に係る技術基準の策定に伴い、基本通達について、該当箇所の規定場所を対応させる。

3. スケジュール

平成28年11月1日施行